



データの二次利用を推進するための「契約書アドオン（追加条文ひな形）」について

Digital Agency デジタル庁Data strategy team: Digital Agency, Gov of JP
2023年3月31日 15:00

1 経緯

これまで府省向けには「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（2015年12月24日改定）が示され、

「オープンデータの取組について、独立行政法人、地方公共団体、公益企業等の取組に波及させていくとされており、各府省の取組に当たっては、民間、地方公共団体等と十分に連携を図り、民間、**地方公共団体等に円滑かつ速やかにオープンデータの取組が普及**できるように留意する必要がある。」とされています。

このガイドラインではさらに

「本ガイドライン策定後の委託・請負契約の検討・締結等に当たっては、それを念頭に置いた対応（例えば、**委託調査の契約の内容を、成果物である報告書を府省がインターネットを通じて公開する場合、当該公開データの二次利用を認めることの支障とならないようなものとする等**）が求められる。」

とされています。

その後2021年6月15日に改正されたオープンデータ基本指針には、公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行う「オープンデータ・バイ・デザイン」の推進が盛り込まれていますが、地方公共団体向けの具体的な取組方法が示されていませんでした。

今回、その具体策のひとつとして「オープンデータ・バイ・デザイン」の趣旨である、オープンデータを前提とした業務プロセスの推進を入口部分で支援し、データの二次利用を推進するためのツールとして「契約書アドオン（追加条文ひな形）」を公表しました。

2 趣旨

自治体での調達において、受託者からの納品物には文章、図表、画像、データ等、二次利用可能なものがありますが、契約時点で適切な条項が含まれていないと、有効な二次利用が見込まれるものであっても、納品後に二次利用の許諾を得るのが困難であったり、別途費用が発生したりすることがあります。

例えば納品物に地図が含まれる場合、印刷物でのみ納品された場合には正確な再利用はかなり困難です。通常、印刷物にはその元になるデータがあるはずですが、印刷物としての地図に加えて地理データの形式でも納品されて二次利用できる形になっていれば、オープンデータとして公表できるばかりでなく、庁内での業務でも正確な位置情報付きのデータとして活用することができます。

3 資料の説明

3.1 契約アドオン（追加条文ひな形）

契約書については自治体個々に既存のひな形等が存在することから、契約書自体のひな形ではなく既存の契約書との差分を適宜選んで追加できるような「契約アドオン」という形で利用する形態となっています。全体的な契約書としての整合性等は利用者側で確認の上利用してください。

3.2 参考契約書

上記「契約書アドオン」の内容を加味して契約書に記載した例です。契約書全体としての内容を保証するものではありませんので、あくまで参考としてご参照ください。

以上